

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

施策1

SDGs
ロゴ

基本方針1 人にやさしいまちづくり

政策1 安心してこどもを産み育てられるまち

施策① 「こどもまんなか社会」の実現を目指して

■施策の方針

すべての子どもの権利が尊重され、幸せで自分らしく育ち、まちづくりへ参画できるよう取り組みます。また、地域全体で子育てを支え合う関係を築き、安心してこどもを産み育てられる環境を整備します。

■現状と課題

- ・国では、令和5年4月にこども基本法が施行され、「こども大綱」や「こども未来戦略」が策定されるなど、「こどもまんなか社会」の実現が進められています。その実現には、子どもの意見をくみ取ることが重要ですが、意見を言える場や機会が十分に確保されていないことが課題となっています。すべての子どもが豊かなこども期を過ごせるよう、こどもを権利の主体として尊重する社会づくりを進めることができます。
- ・地域のつながりの希薄化や就労形態・意識の変化により、子育て家庭の孤独感が高まるなか、ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て応援カード事業などを通じて、地域全体で子育てを支援してきました。今後も市民や企業と連携し、支援の機運を高めるとともに、AIなどを活用した気軽に相談できる体制の整備が必要です。
- ・働く意欲のある人が子育てに喜びを感じながら仕事を続けられる社会の実現には、子育て支援施策だけでなく、ワーク・ライフ・バランスの推進や男性の家事・育児への参画といった意識改革に加え、社会全体でこどもや子育てにやさしい環境を築くことが必要です。



次世代を担うこどもたち



子育て支援センターくるる

■施策の展開

1. 意見表明できる仕組みづくり

- ① こどもに対する意向調査やワークショップを実施し、こどもの意見を積極的にくみ取ります。
- ② こどもの状況やニーズをより的確に踏まえることができるよう、こどもから聴いた意見を関係施策に反映させる仕組みを整備します。
- ③ こども基本法や子どもの権利条約の趣旨及び内容を広く周知し、「こどもまんなか社会」の実現を図ります。

【主要事業】こどもへの意向調査、ワークショップの開催

2. 地域の子育て応援体制の推進

- ① ファミリー・サポート・センター事業や地域子育て応援カード事業を推進し、市民や子育て支援団体、企業等と一緒に、社会全体で子育てる気運の醸成と体制づくりに努めます。
- ② 子育て世帯などが必要な情報をスムーズに得られるよう、AIなどの技術を活用して様々なニーズに沿った最適な情報を提供するとともに、地域とのつながりに加えて、気軽に子育ての相談ができる体制づくりに努めます。
- ③ ワーク・ライフ・バランスや多様で柔軟な働き方等に取り組む企業の認定制度などを啓発し、共働き家庭が余裕をもって子育てできる環境の促進に努めます。
- ④ 子育て支援センターや地域の人々が主体となって運営することも食堂について、こどもを含めた多世代が交流できる場となるよう周知や情報提供を行います。

【主要事業】ファミリー・サポート・センター事業、地域子育て応援カード事業、啓発活動（ワーク・ライフ・バランス、新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定制度の促進、子育て支援センターやこども食堂の周知）

■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
子どもの意見表明の機会	0回／年	1回以上／年
地域子育て応援カード協賛店数	201店	210店

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

施策2

SDGs

ロゴ

基本方針1 人にやさしいまちづくり

政策1 安心してこどもを産み育てられるまち

施策② 切れ目のない子育て支援

■施策の方針

妊娠期から子育てまで、ライフステージにおける子育てに関する多様なニーズに対応し、必要な支援を推進します。

■現状と課題

- ・核家族化等により育児をする親が孤立しやすく、子育てに対する不安感や負担感が増している中、妊産婦・乳幼児健診、訪問指導を通じて妊婦や母子と直接関わることで、相談しやすい体制づくりや発達が気になる子などの早期発見に努めてきました。また、妊産婦への医療費支援や不妊・不育治療への支援などにも取り組んできました。今後も母子保健施策の充実と子育て家庭への切れ目のない支援が必要です。
- ・共働き世帯の増加や就業形態の変化、核家族化の進行や物価高騰などを背景に多様化する保育ニーズに対応するため、保育施設からの要望に細やかに対応してきました。また、国基準保育料からの軽減や第3子保育料の減免など、市独自の経済的負担軽減に取り組んできました。今後も保護者が安心して育児と仕事が両立できる環境づくりが必要です。
- ・民間事業所との連携を図りつつ、幼児教育・保育の受入体制の充実に取り組んできましたが、近年の急激な出生数の減少を受け、安定的・継続的な保育園こども園の維持が難しくなっています。今後、保育園こども園の統廃合を含めた、市内の幼児数に応じた適正な規模の保育提供体制の見直しが必要です。
- ・児童センター「めごらんど」は市内外から大勢の親子連れであふれ、人気のある施設として認知されています。一方で、少子化や共働き家庭といった社会的要因により、地域コミュニティーの中でこどもが育つことが困難になっています。現状の施設サービスの充実と地域で過ごす居場所の確保が必要です。



産後ケアの様子



児童センター「めごらんど」の様子

■施策の展開

1. 母子保健などの充実

- ① 妊娠・出産・子育て期における様々な機会を通じて、子育て家庭との関係性を深め、育児の不安や負担感の軽減を図り、こどもたちの健やかな成長を支えます。
- ② こどもを持ちたいと願う夫婦への不妊不育治療費助成や子どもの医療費助成などにより、経済的負担の軽減を図ります。
- ③ 妊産婦・乳幼児健診や訪問指導などのさらなる充実を図り、疾病や特性の早期発見に努めます。

【主要事業】産後ケア事業、不妊不育治療費助成事業、妊娠婦医療費助成事業、子ども医療費助成事業妊娠婦健診、各種乳幼児健診事業

2. 幼児教育・保育の充実

- ① 保育サービスの充実のために保育施設への支援を継続するとともに、国基準を上回る市独自の保育料の軽減など、保護者負担の軽減に引き続き取り組みます。
- ② 保護者の多様なニーズに応えるため、保育園こども園での延長保育や一時預かりの受け入れ体制を充実させるとともに、病児・病後児保育事業を継続し、育児と仕事の両立を支援します。

【主要事業】保育料の軽減、延長保育事業、休日保育事業、一時預かり事業、乳児等通園支援事業、病児・病後児保育事業、障がい児保育事業

3. 保育園こども園の在り方検討

- ① 望ましい保育の質を追求するとともに、保育園こども園の統廃合など将来を見据えた幼児教育・保育の在り方について、関係者と共に検討していきます。

【主要事業】関係団体との連携

4. こどもの居場所の充実

- ① こどもが楽しく遊び、子育て家庭が交流できる場である児童センターの運営の充実を図ります。また、親子で児童遊園地や公園等を快適に利用できるよう努めます。
- ② 放課後児童クラブや放課後等デイサービスを設置・運営し、こどもたちに放課後の居場所を提供して保護者の就労と育児の両立を支援します。

【主要事業】児童センター運営事業、児童遊園地整備事業、放課後児童健全育成事業、放課後等デイサービス事業

■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
病児・病後児保育の利用定員	11人	14人
児童センター利用者数	71,360人/年	80,000人/年

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

施策③

SDGs

ロゴ

基本方針1 人にやさしいまちづくり

政策1 安心してこどもを産み育てられるまち

施策③ 一人ひとりのこどもとその家庭に寄り添った支援の充実

■施策の方針

すべてのこどもが、生まれた環境や成長の過程にかかわらず健やかに成長できるよう、家庭を含む生活環境や個々の状況に応じた支援と、そのための環境づくりを推進します。

■現状と課題

- ひとり親家庭など配慮が必要な家庭に対して、医療費の助成や養育費の確保に向けた支援などを行ってきました。引き続き、生まれた環境によって、こどもの将来が左右されることがないよう、様々な困難な状況にある家庭のこどもたちも健やかに成長できる環境づくり、経済的支援の充実が必要です。
- 保育園やこども園では、一人ひとりの園児に寄り添った保育を実践しており、障がいのあるこどもや発達が気になるこどもに対しては発達支援センターを設置し、個別の課題などに対応した切れ目のない支援を行ってきました。また、小学校下学年において学びの姿勢の低下が目立つことから、保育期における遊びの活動と小学校における学びの姿勢に繋がりを持たせる取組の重要性が高まっています。発達支援センターによる支援の継続とともに、幼保小の連携体制の確立が重要です。
- 近年、児童虐待が社会的な問題になっているだけでなく、DVの相談件数も増加しています。令和6年度に「こども家庭センター」を設置し、児童虐待の早期発見・早期対応に加え、母子保健分野が一体的に支援を行う体制を整えました。引き続き、支援や保護を要するこどものいる家庭への早期介入と虐待被害の拡大防止に向けた体制の充実が必要です。



発達支援センターおひさまの様子



保育の様子

■施策の展開

1. ひとり親家庭等への支援

- ① ひとり親家庭等の自立に向け、就労に必要な能力開発や資格取得に対する支援、養育費の取り決めに係る費用の補助など、自立し安心して子育てできるよう支援します。
- ② ひとり親家庭等の生活基盤の安定と子どもの健全な育成を図るため、就学援助、保育料の負担軽減などの支援を行います。

【主要事業】ひとり親家庭等医療費助成事業、ひとり親自立支援事業、養育費確保支援事業、就学援助事業、保育料の軽減

2. 配慮が必要な子ども等への支援

- ① 障がいのある子と発達が気になる子に、心身の発達と生活習慣や社会性を育むための保育を行うとともに、発達支援センターを中心に関係機関と連携して支援します。
- ② 年長から小学校への架け橋期において、携わる全ての関係機関で情報交換や研修の実施、相互の施設見学や参観等を通して、生活習慣や社会生活のルールを共有し合えるよう幼保小の連携を推進します。

【主要事業】障がい児保育事業、発達支援センター運営事業、幼保小連携事業

3. 児童虐待などの早期発見と防止体制の強化

- ① 「こども家庭センター」における児童福祉部門の機能充実を図り、支援や保護を要する子どもを早期に発見し、その家庭の状況に応じて適切に支援します。
- ② 要保護児童対策地域協議会を通じて児童相談所などの関係機関との連携を図り、虐待を早期に発見し、速やかな対応を行うことで重篤化予防に努めます。
- ③ 広報活動や研修会等により、児童虐待やDV防止に関する意識啓発に努めます。
- ④ 女性福祉相談所など関係機関と連携し、個々の事案に迅速に対応し、DV被害者の保護に努めます。

【主要事業】こども家庭センター運営事業、児童虐待防止対策等総合支援事業、要保護児童対策地域協議会運営事業

■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
ひとり親家庭の自立支援件数（自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金）	2件/年	7件/年
発達支援センターによる保育園こども園支援訪問回数	相談訪問※1年1.7回/園 支援訪問※2延72回/年	相談訪問※1年2回/園 支援訪問※2延80回/年

※1 相談訪問：気になる子の早期発見のための園相談訪問

※2 支援訪問：気になる子に対する継続的な園支援訪問

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

施策4

SDGs
ロゴ

基本方針1 人にやさしいまちづくり

政策1 安心して子どもを産み育てられるまち

施策④ 結婚の希望を叶える支援の充実

■施策の方針

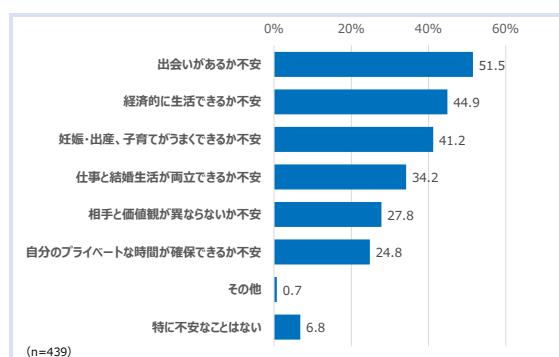
結婚を希望している人へ結婚に対する不安や悩みを相談できる場の提供や、結婚や子育てを意識するきっかけづくりの機会を創出します。また、広域連携により、AIを活用したより確度の高いマッチングシステムの活用を進めます。

■現状と課題

- 令和2年の国勢調査によると、十日町市では出産・子育て世代である20~40歳代の男女の40%が独身となっています。また、令和6年に市が実施した結婚観に関する市民アンケートでは、結婚願望があると回答した割合は約7割と多い一方で、出会いや経済的に生活できるか不安を抱えている人が多い結果となっています。引き続き、出会いの機会の提供と結婚に対する相談支援、結婚後の生活支援の充実が必要です。
- 越後妻有ハピ婚サポートセンターによる婚活サポート事業では、若年女性の減少により、出会いの機会の提供が困難となっていることから、小千谷市・津南町と連携を開始し、新たな出会いの機会を創出することが可能となりました。今後は、県の制度や自治体間連携を生かした様々な取組みが必要です。
- 市民アンケート結果から、若者は結婚や子育てを含め、将来への漠然とした不安を抱えている傾向にあります。このことから、進学・就職など自分の将来について考える時期にある高校生を対象に、将来のライフデザインを考える機会を提供する必要があります。



結婚の希望を叶える支援をします



市民アンケート結果「結婚に対する不安」

■施策の展開

1. 出会いの機会の提供と結婚に対する不安や悩みの相談支援体制の充実

- ① 越後妻有ハピ婚サポートセンターが実施する、小千谷市・津南町と連携したマッチングや婚活イベント、相談対応を通して結婚を希望する男女を支援します。
- ② ハピ婚サポートや民間企業・団体などとの連携により、魅力ある婚活イベントなどのマッチング支援を実施します。
- ③ 多様な出会いの場を創出するため、新潟県が提供する広域的なマッチングシステムの利用を支援します。
- ④ A I の分析により、性格や価値観が近い人と優先的にマッチングするシステムについて、県や県内市町村と連携を図りながら、活用に向け取組みを進めます。

【主要事業】越後妻有ハピ婚サポートセンターの運営、婚活支援事業、
ハートマッチにいがたの加入促進、A I マッチングシステムの活用

2. 結婚後の新生活を始めやすい環境づくり

- ① 結婚後、新たな生活をスタートしやすい環境づくりを推進するため、新生活を始める新婚世帯の引っ越し費用等を支援します。

【主要事業】結婚新生活支援事業

3. 結婚・出産・子育てを含めたライフデザインを考える機会の創出

- ① 進学・就職など自分の将来について考える時期にある市内の高校生を対象に、妊娠や出産の適齢期を見据えた中で、結婚や子育てのイメージを持つためのライフデザインセミナーを開催します。

【主要事業】キャリア教育（ライフデザインセミナーの開催）

■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
結婚促進事業により成婚したカップル数	81組 (R3～6年度合計)	90組 (R8～12年度合計)

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

SDGs

ロゴ

施策5

基本方針1 | 人にやさしいまちづくり

政策2 ふるさとを愛し自立して社会で生きることを育てるまち

施策① 学校教育の充実

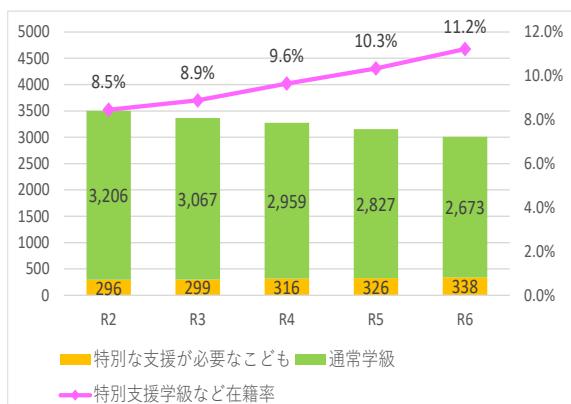
■施策の方針

学力の向上、不登校・いじめの減少を目指し、「居心地のよい学級づくり」を核として、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ります。

併せて、共生の理念に基づき、多様な個性を認め合うインクルーシブ教育を推進し、学校教育の充実を図ります。

■現状と課題

- 各校で「ふるさとを愛し自立して社会で生きることを育成」に向けて教育活動に取り組んでいるものの、学力は家庭学習時間の減少や小学校下学年における学習に向かう姿勢の低下から全国平均を下回る状況が続いている。学力の向上に向けて、「居心地のよい学級づくり」を核として幼保小の連携、小中一貫教育などの取組により、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図ることが必要です。
- 令和元年度以降、増加傾向にあった不登校数は教職員のきめ細やかな支援や教育相談センターと各校内教育支援センターとの連携により令和5年度以降、減少に転じています。新規不登校の発生を未然に防止するため、これまでの取組を継続する必要があります。
- いじめの認知件数は、教職員の積極的な認知により大きく増加しています。引き続き、重大事態に発展させないよう、子どもへの日常的かつ継続的な指導が必要です。
- 子どもの数が減少する一方で、特別支援学級に在籍することもや集団への不適応を示すなど特別な支援を要することの割合は増加傾向にあります。インクルーシブ教育の推進に向けて、教職員の育成とその資質・能力の向上が必要です。



特別な支援を要することの推移



ICTを活用した授業の様子

■施策の展開

1. 幼保小・小中連携の推進

- ① 保育関係者を含む全ての教職員をつなげ、情報共有や交流などを通して、学ぶ楽しさを実感し自ら学び続ける子どもの育成を目指します。

【主要事業】小中一貫教育推進事業、小学校下学年担当指導主事の配置による幼保小連携の推進

2. 学力の向上と不登校・いじめへの対応

- ① 「居心地のよい学級づくり」により安心して過ごせる親和的な学級づくりを推進します。
② 子どものニーズに応じた教育的支援が行えるよう人的配置に努めます。
③ 外国語や外国文化を体験する取組や外国語指導助手による授業支援を通して、外国語教育への学習意欲と外国语力の向上を図ります。
④ 関係機関と連携した相談支援とともに、学校以外でも学びを保障できるよう教育支援の充実を図ります。
⑤ 不登校・いじめの未然防止につながる研修を通して、学校の組織力と教職員の対応力を強化します。

【主要事業】居心地のよい学級づくり支援事業、教育支援員設置事業、小学校下学年学力向上支援事業、英語教育推進事業、外国語指導助手設置事業、不登校対策推進事業、いじめ防止対策推進事業

3. 教職員の資質・能力の向上と支援の充実

- ① 教育センターの機能を強化し、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けて、教職員が主体的に研修を積み重ね、資質・能力を向上できるよう支援します。
② 学ぶ楽しさの実感を通して自ら積極的に学んでいく授業を実践できるよう、ICTスキルなどの向上を図ります。

【主要事業】指導力向上事業、デジタルドリル活用事業

4. インクルーシブ教育の推進

- ① すべての子どもが夢と希望をもって学び続けられるよう、インクルーシブ教育を推進します。
② 「幼保小」「小中高」の接続がスムースとなるよう、ふれあいの丘支援学校のセンター的機能を強化します。

【主要事業】特別支援教育推進事業、教育支援員設置事業、特別支援学校教育支援員設置事業、医療・教育連携推進事業

■まちづくり指標

(仮)項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
全国学力・学習状況調査の平均正答率の当市と全国の差	小学生：国-3.7、算-5.4 中学生：国-4.1、数-7.5	小学生：国算±0.0 中学生：国数±0.0
授業にICTを活用して指導できる教職員の割合	82.7%	100%
「学校で楽しく過ごしている」と感じる子どもの割合（小1～中3までの肯定的評価）	95.0% (令和2～6年度までの5年平均)	96.1%

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

施策6

SDGs
ロゴ

基本方針1 | 人にやさしいまちづくり

政策2 ふるさとを愛し自立して社会で生きることを育てるまち

施策② 魅力ある教育活動の推進

■施策の方針

学校・家庭・地域が一体となったコミュニティ・スクールを推進し、魅力あふれる学校づくりに取り組みます。また、地域固有の歴史文化、「大地の芸術祭」やふるさとの魅力を生かした探究的な学習及び部活動の地域展開など多様で魅力ある教育活動を推進します。

■現状と課題

- ・コミュニティ・スクールの推進により、学校と地域が一体となった教育活動が展開されています。学区の再編後においてもふるさと愛を醸成できるよう、地域と連携した教育活動の充実が必要です。
- ・「大地の芸術祭」での協働活動などを通して、主体的・対話的で深い学びを実践する学校が見られています。地域資源を活用した探究的な学習の推進と併せて、自身の将来に夢や目標をもてるよう、引き続きキャリア教育の充実が必要です。
- ・学校給食を通じた食育に積極的に取り組んでいます。ふるさとの魅力への理解を深めるため、「とおかまちメニュー」として地元農産物を用いた学校給食や農業者との交流給食などを通じて、引き続き食育を推進する必要があります。
- ・地域特性を生かしたスキーや陸上競技など、各種上位大会で多くの子どもが活躍しています。引き続き多様な部活動を継続できるよう、地域展開に向けた体制整備が必要です。



教育活動を通して継承される伝統芸能



地元農産物を使用した「とおかまちメニュー」

■施策の展開

1. ふるさとの魅力を生かした教育活動の推進

- ①学区再編を見据え、広範囲な学区でも自分の住む地域に関する学習ができるよう、コミュニティ・スクールなどの取組を通して学校・家庭・地域が一体となった魅力ある学校づくりを推進します。
- ②総合的な学習の時間などにおいて、「森の学校」キヨロロ・博物館での体験学習や「大地の芸術祭」に代表される地域資源を活用した魅力ある探究的な学習を推進します。
- ③企業・学校・行政など関係団体と連携した「まちの産業発見塾」や職場体験活動などを通して、キャリア教育の充実を図ります。

【主要事業】コミュニティ・スクール推進事業、大地の芸術祭活用教育事業

2. 教育活動を通した食育の推進

- ①家庭・地域・学校・行政の連携により食育を推進し、各教科での野菜やコメの栽培や調理活動を通して食に関心をもつこどもを育てます。
- ②自然や人に感謝する心を育むとともに、ふるさとの魅力への理解を一層深めるため地元農産物を用いた学校給食の提供を推進します。

【主要事業】学校給食地産地消推進事業

3. 健康教育の推進と多様な部活動の地域展開

- ①健康保持及び体力向上のため、引き続き各校の伝統や個性を生かした運動習慣づくりを推進します。
- ②こどもの数が減少しても、多様な種目から部活動を選択しスポーツ及び文化活動を継続できるよう、関係団体と連携し部活動の地域展開に向けた体制を整備します。

【主要事業】部活動地域展開事業、地域ジュニア競技スポーツクラブ育成事業、生涯学習・芸術・文化活動助成事業

■まちづくり指標

(仮)項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
「住む地域や十日町市が好きと思う」子どもの割合（小・中学校ごとの肯定的評価）	小学生：97.1% 中学生：91.4% (令和2~6年度までの5年平均)	小学生：97.9% 中学生：92.3%
地元農産物を使用した「とおかまちメニュー」の年間提供回数	11回	14回

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

SDGs

ロゴ

施策⑦

基本方針1 人にやさしいまちづくり

政策2 ふるさとを愛し自立して社会で生きることを育てるまち

施策③ 学校教育環境の整備

■施策の方針

安全面や快適性に配慮した教育施設の整備を進めるとともに、学習指導要領に対応する教育環境を整えるよう、ICT機器やネットワーク環境などの充実を図ります。また、魅力ある学校づくりを目指し、学区の再編を推進し、こどもたちにとってより望ましい教育環境の整備を図ります。

■現状と課題

- ・十日町市学校施設長寿命化計画に基づき、学校施設の維持管理を適切に実施しています。今後も、活用を見込む施設は長期の利用を可能とする改修を行う必要がある一方、活用が見込めない遊休施設は計画的な除却が必要です。
- ・国庫補助金や合併特例債など様々な財源を活用し、全ての普通教室に空調設備を設置するなど、教育環境の整備に努めてきました。今後も計画的に、特別教室、屋内体育館への空調設備の設置や、照明設備の改修（LED化）などが必要です。併せて、安全・安心な学校給食を提供するため、給食施設の老朽化解消などが必要です。
- ・遠距離通学の負担軽減を図るため、スクールバスの運行を行っています。コストや運行管理、運転手不足など、様々な課題がある中、こどもたちの安全確保と通学支援の役割を果たすことが必要です。
- ・GIGAスクール構想による児童生徒1人1台のタブレット端末や高速通信環境などの整備のほか、教職員の業務の効率化を図るため、新潟県が整備する統合型校務支援システムへの参加など学校のICT化を推進しています。今後は、引き続き、このICT環境を十分活用するための整備・取組が必要です。
- ・「十日町市立中学校のあり方についての提言」に基づき、中学校の適正な学校規模の検討を行っています。提言内容の実現を目指し、学区の再編や魅力ある学校を作るため、地域との話し合いを進める必要があります。
- ・令和元年5月に策定した第2次学区適正化方針に基づき、小学校では2つの学区が再編されました。残りの学区再編については、各地域内で保護者や地域住民が協議を行い、地域の同意を得る必要があります。



改修した水沢小学校（R 6.11 竣工）



タブレットを活用した授業

■施策の展開

1. 学校教育施設・設備の整備

- ① 教育環境の維持向上を図るため、「十日町市学校施設長寿命化計画」に基づき、老朽化した学校施設・設備を改修します。
- ② 教育環境の快適性を高めるため、照明設備の改修（ＬＥＤ化）、特別教室及び屋内体育館への空調設備の設置を順次行います。
- ③ 給食施設の老朽化の解消とともに、自校給食調理場の給食センターへの統合を進め、高い衛生管理に基づく安全・安心な学校給食の提供に努めます。
- ④ 効率の良いスクールバスの運行を目指して路線の見直しを行いつつ、安全な運行のため計画的に車両を更新します。

【主要事業】小学校施設整備事業、中学校施設整備事業、スクールバス更新事業、学校給食施設改修事業

2. 情報通信機器の整備・更新

- ① 1人1台GIGAタブレットおよび校務用コンピュータや教育系ネットワークを計画的に整備・更新します。

【主要事業】1人1台タブレットおよびＩＣＴ関連機器の整備

3. 学区の再編の推進

- ① こどもたちにとってよりよい教育環境を構築するため、「十日町市立中学校のあり方についての提言」に基づき、中学校の適正な配置を進めます。
- ② 第2次学区適正化方針に定める「小学校は1学年1学級以上であること（複式学級解消）」に基づき、小学校の再編を進めます。
- ③ 閉校施設の活用について、市全体の課題として検討し、活用の見込みのない施設については、計画的な除却を推進します。

**【主要事業】第2次十日町市立小・中学校の学区適正化に関する方針
あり方検討委員会の提言に基づく魅力ある中学校づくりの方針**

■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
遊休教育財産の削減率	75.7%	81.0%
校舎のLED化率	26.9%	69.0%
屋内体育館の空調整備率	0.0%	40.0%

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

施策8

SDGs

ロゴ

基本方針1 人にやさしいまちづくり

政策3 地域で支え合いみんなが安心して心豊かに暮らせるまち

施策① 福祉のまちづくりの推進

■施策の方針

すべての市民が地域で安心して生活できるよう、地域で支え合い、個人の尊厳が守られる体制づくりを推進します。また、市民の生活課題に対応する相談支援体制の充実を図ります。

■現状と課題

- ・少子高齢化や、地域、家族との関係の希薄化などにより孤立や孤独を感じる人が増えているものの、市内には元気に活躍する高齢者が各地に大勢います。高齢者が地域福祉の支え手として活躍する場として、住民組織による高齢者・障がい者への生活支援や、社会参加の場づくりを進めてきた結果、徐々に地域を地域で支える体制が整ってきました。今後は、これらの支え合いに取り組む住民や団体が更に増えるよう、地域福祉活動に対する支援が必要です。
- ・ひとり暮らしの高齢者、障がい者、生活困窮者、また、8050 やひきこもり状況にある方など、個々の課題が複雑化・複合化しているケースが増えてきています。これまで、地域包括支援センターによる高齢者相談支援、障がい者相談支援事業所による相談支援、社会福祉協議会による生活困窮相談支援など、各分野での相談支援体制を整えてきた結果、支援が必要な人の把握に繋がっています。今後は、各支援機関の連携を一層強化し、複合的な困難の解消に向けた支援が必要です。
- ・疾病、失業、社会的事情等により生活困窮の不安を持つ世帯に対し、自立した生活に繋げられるよう、社会福祉協議会と連携して相談体制を整えてきました。この体制を維持するとともに、急激な物価高騰や、豪雪などの自然災害の際に生活困窮者が安心して暮らせるよう、効果的な経済支援や雪処理支援が必要です。



いきいきサロン



要援護世帯除排雪援助事業

■施策の展開

1. 地域の中で支え合う仕組みづくりの推進

- ① 地域福祉の担い手となる民生委員や自治組織、福祉活動団体と連携して、地域の中で支え合う仕組みづくりや、福祉活動への支援を推進します。

【主要事業】 民生委員活動事業、高齢者生きがい活動支援通所事業、高齢者・障がい者安心サービス事業、介護予防いきいき健康増進事業、生活支援体制整備事業、介護予防・生活支援サービス事業、地域介護予防活動支援事業、社会福祉協議会運営補助

2. 支援を必要とする人への包括的な支援体制の強化

- ① 地域福祉の担い手や専門相談機関（介護分野、障がい分野、こども・子育て分野、生活困窮分野）等による潜在的に支援を必要とする人の早期把握と支援に努めます。
- ② 複合的な課題を抱える相談者の問題解決のため、適切な支援に繋げられるよう、関係機関の連携により包括的な支援体制を強化します。

【主要事業】 関係機関との連携による包括的な支援体制（重層的支援体制）の強化、生活困窮者自立支援事業、ひきこもりサポート事業、地域ケア会議推進事業

3. 生活の安定と自立への支援の充実

- ① 生活困窮の背景や程度に応じ、必要に応じた保護や自立に向けた支援に取り組みます。
- ② 自らの資力と労力で雪処理が困難な世帯に対し、引き続き屋根雪除排雪に係る経費の一部を支援します。

【主要事業】 生活困窮者自立支援事業、生活保護、要援護世帯除排雪援助事業

■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
高齢者生きがい活動支援通所事業における延利用人数	6,141人	6,500人
高齢者・障がい者安心サービス事業における生活支援サービス実利用人数	812人	1,500人

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

施策9

SDGs

ロゴ

基本方針1 人にやさしいまちづくり

政策3 地域で支え合いみんなが安心して心豊かに暮らせるまち

施策② 高齢者福祉と介護サービスの充実

■施策の方針

高齢者が住み慣れた地域で人生の最期まで、自分らしい暮らしを続けることができるよう、生きがいづくりや生活支援をはじめとした各種サービスの充実を図ります。

■現状と課題

- 当市では、今後、介護をする割合がより高まる75歳以上人口の増加を見込んでいます。また、要支援・要介護者の認定率は国県を上回って推移している状況にあります。こうしたことを踏まえ、介護予防、フレイル予防の普及啓発に取り組んできました。これからも介護予防や重度化防止等の取組を継続して進めていくには、高齢者自身の参加意欲を高めることが重要です。そのため、健康維持・増進に限らず、知識・経験を活かせる社会参加につながる事業も推進していく必要があります。
- 少子高齢化に加え、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しています。高齢者が在宅で安心して暮らし続けるために、高齢者の緊急通報体制整備や補聴器購入補助などの支援を行ってきました。引き続き、高齢者が住み慣れた地域での生活を継続できるよう、在宅での日常生活を支援していく必要があります。
- 国では、65歳以上の4人に1人が認知症又はその予備軍と推計するなど、認知症は誰でも起こりうる身近な病気です。これまで、認知症に関する正しい知識の普及啓発や予防教室、本人やその家族を見守る支援者の養成に努めてきました。今後もこうした取組を継続し、認知症やその家族の方も参画し、安心して過ごせる共生の地域づくりを推進していく必要があります。
- 生産年齢人口が急減する傾向にあるため、顕在化している介護の担い手不足はさらに深刻化すると考えられます。このため、介護人材の確保・育成に資する支援や、介護需要を踏まえたサービス提供基盤の整備、適正な要介護認定や介護給付に取り組んできました。今後も持続可能な介護保険制度の維持確保に努める必要があります。



地域の通いの場



訪問型サービス C 事業

■施策の展開

1. 介護予防・生きがいづくりの推進

- ① 高齢者が人と関わり合いながら健康づくりや生きがいづくりに取り組める環境づくりのため、地域の通いの場の開設・継続運営を支援します。
- ② 要支援認定者等に対して住民主体で提供する生活支援（訪問型サービスB事業）のほか、本人の症状に合わせた短期集中的なリハビリ支援等（訪問型サービスC事業）を通じて自立支援や重度化防止に取り組みます。
- ③ 地域を基盤として活動する老人クラブやシルバー人材センターなどを支援し、高齢者の社会参加を推進するとともに、社会貢献の機会を確保します。

【主要事業】一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業、老人クラブ助成事業、シルバー人材センター助成事業

2. 安心して暮らせる地域づくり

- ① 高齢者や障がい者が安心した生活を送れるよう、日常生活に必要な家事等の生活支援サービスを行う地域や団体を支援します。また、生活環境や経済的理由などの事情を抱える高齢者に対する住まいを確保します。

【主要事業】高齢者・障がい者安心サービス事業、補聴器購入費助成事業、寝たきり老人等介護手当支給事業、養護老人ホーム施設整備支援事業、高齢者緊急通報体制等整備事業

3. 認知症施策の推進

- ① 認知症に関する正しい知識の啓発を通して、本人やその家族を見守る支援者の養成や支援につなぐ仕組み（チームオレンジ）の構築に取り組みます。
- ② 認知症になっても本人の意思を尊重し、外出や交流など、社会参加の機会が持てるよう、変わらず安心して過ごせる共生の地域づくりを推進します。

【主要事業】認知症初期集中支援事業、認知症ガイド、認知症サポーター等養成事業、認知症地域支援推進員の配置、家族介護支援事業

4. 介護保険事業の適正な運営

- ① 適正な要介護認定と介護給付に向けて、認定調査員研修や調査点検を実施するとともに、ケアプラン点検による介護支援専門員等の資質向上を図ります。
- ② 介護人材の確保や介護テクノロジーの導入など業務効率化に向けた支援の強化を進めるとともに、資格取得や研修などによる介護職員の育成のための支援を行います。
- ③ 地域に必要な施設を整備する介護サービス事業者等に対し、国県と連携して効果的な支援を行います。

【主要事業】要介護認定の適正化、ケアプラン点検、介護人材確保・介護テクノロジー導入支援

■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
地域の「通いの場」の登録数	89 団体	120 団体
認知症サポーター養成者数累計	7,071 人	8,500 人

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

施策 10

SDGs
ロゴ

基本方針1 人にやさしいまちづくり

政策3 地域で支え合いみんなが安心して心豊かに暮らせるまち

施策③ 障がいのある人への支援の推進

■施策の方針

障がいのある人が住み慣れた地域で、必要な支援を受けながら自立した生活を送ることができるように、生活支援をはじめとした各種サービスの充実や相談支援体制の強化、社会参加しやすい環境づくりを推進します。

■現状と課題

- 当市の総人口に対する障害者手帳所持者の割合は6.37%と微増で推移しています。障がい福祉では、個々の障がい特性に応じたサービスを提供して自立に繋げる必要があるため、「発達支援センターおひさま」や「障がい者基幹相談支援センター」を設置し、専門的な見地に基づく支援計画により相談者に適した障がい福祉サービスに繋げることができます。今後は、学齢期から成人期への円滑な支援の繋ぎや、高齢期の介護移行、また、親亡き後を見据えた支援など、ライフステージに応じて支える体制づくりが必要です。
- これまで、グループホームの整備などによりニーズの高い障がい福祉施設が充実してきました。今後は、重度障がいのある人の生活を支える場として、入所支援施設の整備による生活環境の充実が必要です。
- 共生社会の実現を目指し、手話奉仕員養成講座による障がい者との意思疎通の促進を図るとともに、障がいのある人の権利や財産を守るため、成年後見制度の支援機関を設置しました。障害者差別解消法の改正により障がいのある人への合理的配慮の提供の強化が図られることを踏まえ、市民や事業者に対する障がいへの理解を深める取組が必要です。
- 経済的自立を促すため就労に向けた支援をしてきた結果、着実に就労と収入に繋がっています。一方で、様々な分野への参加機会が増えていないことから、個性に応じた就労支援の継続とともに、地域社会への外出支援を強化して生きがいづくりに繋げることが必要です。



誰もが一緒に楽しめるユニバーサルスポーツ
「ボッチャ」



中学生の手話講習会

■施策の展開

1. 自立した生活を支えるサービスの充実

- ① ライフステージに応じた継続的なサービスに繋げるため、支援機関やサービス事業所との連携を強化し、障がいのある方やその家族が安心して相談できる体制を構築します。
- ② 発達支援センターおひさまと支援機関の連携により、発達に課題のあるこどもの早期発見から発達支援と相談支援を進め、障がい児サービスから障がい者サービスまで切れ目なく支援します。
- ③ 障がいのある人の親亡き後を見据え、緊急時の支援や受入れを行う地域生活支援拠点事業所とその利用登録者を増やし、有事の際に生活を支える体制を構築します。
- ④ 重度の障がいのある人が安心して暮らし続けることができる環境を整えるため、入所支援施設を整備する法人に対して必要な支援を行います。

【主要事業】 地域生活支援事業（相談支援・障がい者基幹相談支援センター運営・地域生活支援拠点確保など）、介護給付事業、障がい児通所支援事業（放課後等デイサービス、児童発達支援）、発達支援センター運営事業（発達支援・相談支援）、なかまの家施設整備支援事業、自立支援協議会運営事業

2. 障がいへの理解の促進と権利擁護の推進

- ① 手話奉仕員養成講座などの実施を通して、市民に広く障がいや障がいのある人への理解の促進を図ります。
- ② 障がい等により自ら意思決定することが困難な人の権利擁護のため、支援団体と連携し成年後見制度の利用支援を図ります。
- ③ 障がいのある人の差別解消、虐待防止、合理的配慮の周知や啓発を強化します。

【主要事業】 地域生活支援事業（手話奉仕員養成研修、成年後見制度利用助成）

3. 経済的な自立や社会参加がしやすい環境づくりの推進

- ① 障がいのある人が、個性を尊重しながら安定した働きができるよう、就労支援事業所やハローワーク等と連携して就労支援体制の充実に取り組みます。
- ② 障がいのある人が、地域での様々な催事やユニバーサルスポーツ等に参加できるよう、自立支援協議会や関係機関と余暇支援のあり方を協議し、社会参加しやすい環境づくりを進めます。

【主要事業】 就労支援事業、訓練等給付事業、重度障がい者交通費助成事業、心身障がい者通所補助事業、地域生活支援事業（移動支援、意思疎通支援者の派遣、レクリエーション活動等支援）、自立支援協議会運営事業

■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
地域生活支援拠点等事業への利用登録者数	0人	60人
福祉的就労から一般就労への移行者数	2人	8人

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

施策 11

SDGs

ロゴ

基本方針1 人にやさしいまちづくり

政策4 生涯元気で健やかに暮らせるまち

施策① 健康づくりの推進

■施策の方針

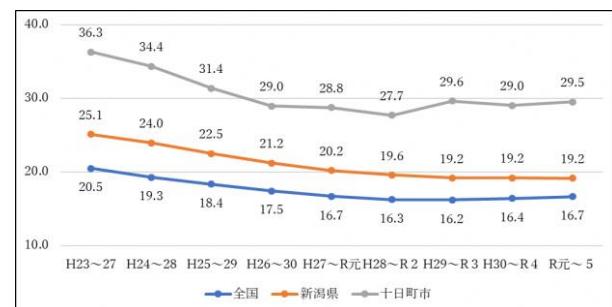
市民の健康寿命を延伸するため、「健全な食生活」、「運動習慣」、「健康管理」の定着を促進します。また、生活習慣病の発症予防や重症化予防、こころの健康対策に重点を置いた健康づくりを推進します。

■現状と課題

- ・健康寿命を延ばすには、食事、運動、睡眠などの生活習慣の改善や、疾病・介護予防などが有効とされています。当市では、平均寿命は伸びているものの、生活習慣病に起因するがんや脳血管疾患、心疾患による死亡率が依然として高く、要支援・要介護認定率も上昇傾向にあります。このため、市民一人ひとりが健康への意識を高め、食生活の改善や運動の習慣化に取り組める環境づくりをさらに進める必要があります。
- ・生活習慣病予防と疾病的早期発見・早期治療のため、継続的に健康診査の受診勧奨に取り組んできた結果、特定健診および各種がん検診の受診率は新潟県平均を大きく上回っており、健診・保健指導による予防の取組は一定の成果を挙げています。加えて、今後は医療的な処置に限らず、社会的な活動やつながりを活用して健康を向上させる「社会的処方」の取組なども研究・実践していく必要があります。
- ・複雑でめまぐるしく変化する現代社会には、仕事や育児、介護の負担や人間関係などによるストレスを受けやすい状況があり、うつ病などの精神疾患から自殺につながるケースも多くなっています。当市の自殺死亡率は横ばいの状況で推移していますが、今後も当市特有のリスク要因の分析と対応、こころの調子を崩している人に寄り添った支援体制の充実、強化が必要です。



健康教室の様子



国・県・市の5年平均自殺死亡率
(人口10万対)推移

■施策の展開

1. 「はじめる・続ける」健康づくりへの支援

- ① 市民一人ひとりが健康に対する正しい知識を持ち、「健康寿命の延伸」に向けた健康づくりを実践できるよう、健康教室の開催や生活習慣病等に関する知識の普及啓発、情報提供を行います。
- ② 食への关心を高め、家庭で健康的な食習慣を取り入れられるよう、I C Tを活用した栄養バランスの取れた手軽なレシピの発信などを通じて、食育と健康づくりを一体的に推進します。
- ③ 市民が主体的に、楽しみながら運動や健康管理を継続できるよう、健康アプリなどを活用した取組を推進します。

【主要事業】 健康づくり推進事業、健康教育事業、健康相談事業、食育推進事業、健康ポイント事業

2. 予防を基軸とした保健事業の強化

- ① 「健康寿命の延伸」のため、疾病の早期発見・早期治療を目的とした特定健診やがん検診の必要性を広く周知するとともに、未受診者への受診勧奨を行います。また、受診後の保健指導等による適切なフォローアップを推進します。
- ② 生涯にわたって歯と口腔の健康を保つため、ライフステージに応じたフッ化物洗口や歯周病検診などの歯科保健対策を推進します。
- ③ 保健指導対象者や生活習慣病のハイリスク者等に対し「社会的処方」の考え方を取り入れて、地域内の民間サービスや市民活動につないでいくといった、健康や生活課題に応じた支援を推進します。

【主要事業】 健康診査事業、各種がん検診事業、訪問指導事業、歯科保健事業、生涯健康サポート事業、保健事業での社会的処方の実践

3. こころの健康対策

- ① こころの健康に対する正しい知識の普及や相談窓口の強化、地域全体での見守りと支援のネットワーク化を推進します。
- ② 自殺の多い世代や自殺のリスクが高い人に対し、関係機関と連携しながら、生きることへの包括的支援を推進します。

【主要事業】 地域精神保健促進事業

■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
特定健診受診率	51.5% (R6.12月末暫定値)	60%
自殺死亡率 (人口10万人当たりの自殺数)	29.5 (R元～R5平均)	21.8 (R8～R12平均)

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

施策 12

SDGs
ロゴ

基本方針1 人にやさしいまちづくり

政策4 生涯元気で健やかに暮らせるまち

施策② 地域包括ケアシステムの推進・強化

■施策の方針

高齢者をはじめ市民の誰もが住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを営めるよう十日町市医療福祉総合センターを拠点として、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの推進・強化に取り組みます。

■現状と課題

- ・当市では令和12年（2030年）に後期高齢者人口がピークを迎えると推計しており、今後、判断能力の低下などに不安を抱える高齢者の増加が見込まれます。本人の権利擁護等の観点から、成年後見制度中核機関を設置しています。さらに地域包括支援センターや関係機関との連携を強化し、包括的な相談支援体制の充実を図る必要があります。
- ・在宅医療・介護の体制整備に向けた「出向くケアと医療」の仕組みづくりとして、新潟大学との連携の下、「十日町いきいきエイジング講座」（令和元年10月）を開設しました。この講座での知見は、市立訪問看護ステーション「おむすび」（令和3年7月）の開業につながり、在宅生活における安全・安心を提供しています。引き続き、ニーズを見据えながら、訪問看護体制の拡充を図る必要があります。
- ・現在、新潟大学と取り組む医療DXの一環として、オンライン診療の導入を進めています。これにより、都市部に偏る医療資源を地域でも活用できる仕組みを整え、誰もが安心して医療を受けられる環境づくりを目指しています。こうした中、医療・福祉を取り巻く状況は激しく変化し続けています。これに柔軟に対応できるよう、医療福祉総合センターを拠点として、地域包括ケアシステムに不可欠な多職種連携や人材育成の推進がさらに求められます。



出向くケアと医療 訪問看護の様子



医療 DX 説明会

■施策の展開

1. 地域包括ケアシステムの推進体制の充実

- ① 高齢者の多岐に亘る相談事項や困り事に対応できるよう、地域包括支援センターをはじめとする多職種連携により、包括的な相談支援体制づくりを進めます。
- ② 成年後見制度中核機関を中心として関係機関とのネットワークを強化し、権利擁護を必要とする人が適切な支援につながるよう連携を図ります。
- ③ 住民同士の助け合い活動を推進し、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めます。

【主要事業】 包括的支援事業、成年後見制度中核機関、生活支援体制整備事業

2. 出向くケアと医療の拡充

- ① 市内民間訪問看護事業者を支援し、在宅医療・介護の体制の拡充を図るとともに、持続可能なサービス提供を目指します。

【主要事業】 在宅医療・介護支援事業、訪問看護ステーション事業

3. DXによる医療・福祉・介護連携の強化

- ① 新潟大学との「地域医療DX共創イノベーションプロジェクト」を契機として、オンライン診療の導入を進め、専門医への受診・相談の機会を確保します。併せて、薬剤師による服薬指導などにも、オンラインによる対応領域を拡大し、医療環境の充実に取り組みます。
- ② 地域医療連携ネットワーク「うおぬま・米ねっと」の普及啓発などをとおして、医療と介護の連携強化を図り、多職種連携を支える環境を整備します。
- ③ 医療福祉総合センターを拠点として、関係機関の専門職間との情報共有や事例検討、各種研修会等を重ね、医療・福祉・介護分野の人材育成を図ります。

【主要事業】 医療福祉総合センター管理運営事業、地域医療対策事業、新潟医療DX、在宅医療・介護連携推進事業、地域ケア会議推進事業

■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
訪問看護ステーションおむすびの訪問回数	5,452回	6,450回
オンライン診療の実施医療機関数	1か所	5か所

前期基本計画（案）

第2章 基本方針別（分野別）の施策

施策 13

SDGs

ロゴ

基本方針 1 人にやさしいまちづくり

政策4 生涯元気で健やかに暮らせるまち

施策③ 地域医療の充実

■施策の方針

新潟県立病院や医師会等との連携により、市民が安心して必要な医療サービスを受けられるよう、医療提供体制の整備を推進します。

■現状と課題

- 令和2年度に開校した県立十日町看護専門学校から、多くの卒業生が市内に就業し、医療従事者の確保に大きく貢献しています。併せて、当市が現在実施する若手医師や看護学生などへの支援も一定の成果を挙げていることから、この取組を継続し、医療現場の人材確保に努める必要があります。
- 市の支援事業により、前計画期間内では、2件のクリニックが開業しました。高齢化が進む既存開業医師の負担軽減にも寄与できるよう、引き続き施設整備等に係る支援を実施し、限られた医療資源の効率的活用を図る必要があります。
- 県立十日町病院の分娩機能の休止に対し、市では周産期医療を守るために、市内民間医療機関への支援を実施しています。また、県病院局が進める全県立病院の経営改革は、この地域の医療提供体制に大きく関わるもので、地域住民の安全・安心の確保に向け、新潟県等に積極的に提言していく必要があります。
- 令和2年開設の医療福祉総合センターでは、コロナ禍において、地域外来・検査センターを運営してきたほか、現在は、休日一次救急診療の拠点として機能しています。二次救急を担う県立十日町病院との役割分担を図り、今後も地域の救急医療体制を維持する必要があります。



県立十日町病院（左）と医療福祉総合センター（右）

県立十日町看護専門学校 実習の様子

■施策の展開

1. 医療従事者の確保

- ① 医師確保策として、市内病院で勤務する若手医師の研究資金貸与や医学生の研修支援などを継続的に実施します。また、看護職員などの確保策として、修学生への資金貸与や市内事業者との就業者に係る支援などを実施します。
- ② 県立十日町看護専門学校の学生確保の一環として、在学生の支援を実施するとともに、卒業生の市内定着に向け学校との連携を推進します。
- ③ 医療従事者の定着に向けた取組を実践するボランティア活動を応援します。

【主要事業】医師研究資金貸与事業、地域医療等維持確保支援事業、看護師・理学療法士等修学資金貸与事業、看護・介護職員就業支度金支給支援事業、看護学生支援事業

2. 医療提供体制の充実

- ① 市内で新たに開業する医師、市内診療所を後継する医師及び既に開業している医師への支援に努めます。
- ② 市の国保診療所は、高齢化率の高い地域において、訪問診療等を実施するなど、市民にとって身近な医療機関であることを踏まえ、地域医療の維持・確保に努めます。
- ③ 人工透析や精神医療、分娩を含む周産期医療は、地域にとって不可欠な医療です。今後の人口動態の変化や医療人材不足にもしっかりと対応できるよう、広域的な医療連携などを視野に入れ、医療提供体制の充実を図ります。

【主要事業】医療施設整備等支援事業

3. 休日・災害時等の医療体制の確保

- ① 休日における急病患者の医療を確保するため、医療機関や医師会、薬剤師会などの協力を得ながら、県立十日町病院（二次救急）との連携を図り、休日一次救急診療センターを運営します。併せて、休日救急の適正受診の啓発を行います。
- ② 災害時や新たな感染症に対応するため、医療機関や医師会との連携強化により、医療福祉総合センターにおける緊急時の医療体制の確保に努めます。

【主要事業】休日一次救急診療センター事業

■まちづくり指標

項目	現状値（令和6年度）	目標値（令和12年度）
医師研究資金貸与数	75人	105人
新規開業医療機関数（後継含む）	4か所	6カ所